

## 参考資料 1

### 愛知県調査の結果

(第1章3「子どもの読書活動の現状」に掲載したグラフは除く)

#### ○ アンケート実施のねらい

本県では、不読率を含め、県内の児童生徒の読書に関する状況を明らかにするとともに、読書好きな子どもを育てていくためには今後どのような施策が必要かを調査・研究するため、県内の小・中学生・高校生を対象とした読書に関するアンケートを実施しました。

#### ○ アンケートの概要

##### 1 調査対象期間

平成25年5月1日から平成25年5月31日までの1か月間

##### 2 調査の方法

###### (1) 小・中学校 (小学校53校、中学校53校)

名古屋市を除く県内各市町村(53市町村)から、市町村ごとに小学校1校及び中学校1校を抽出し、小学校においては、4～6年の各学年から、中学校においては、1～3年の各学年からそれぞれ1クラスを抽出してアンケートを実施しました。

###### (2) 高等学校 (21校)

県内を5地区(名古屋、尾張、知多、西三河、東三河)に分け、各地区の県立学校から各3～6校を抽出し、各学校の1～3学年からそれぞれ1クラスを抽出してアンケートを実施しました。

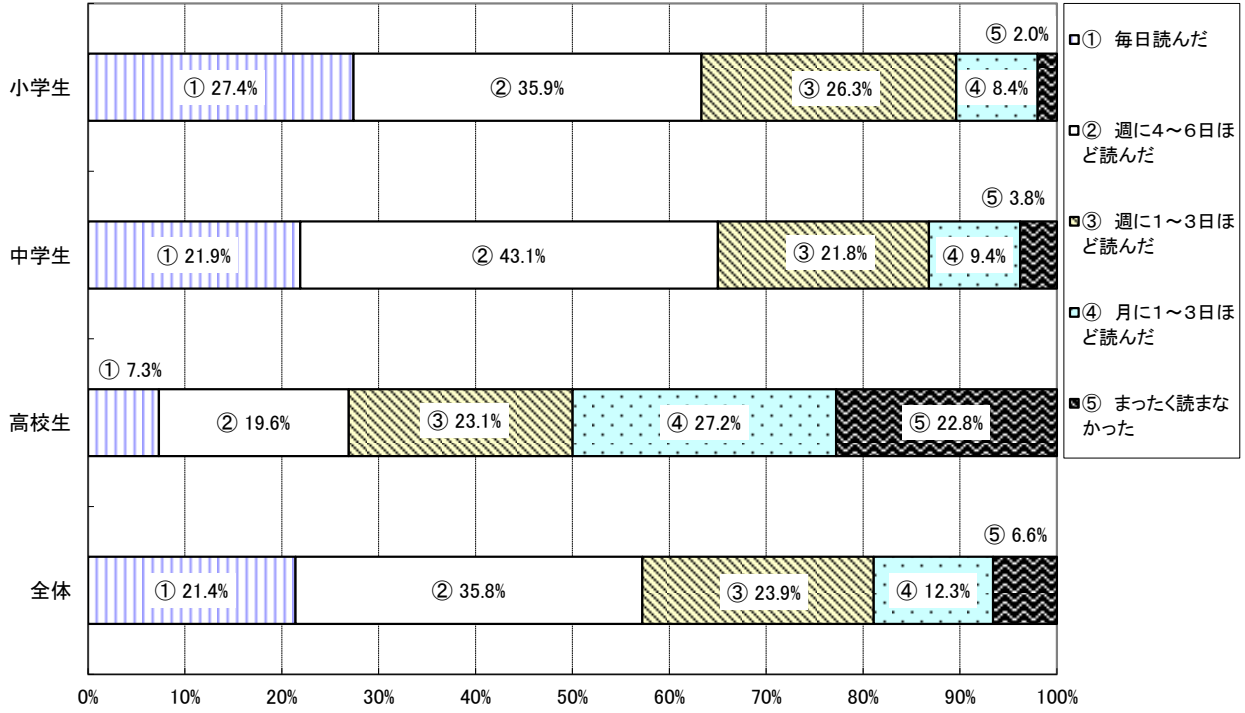
##### 3 調査対象となった児童生徒の総数

12,011人

内訳：小学生4,639人 中学生4,928人 高校生2,444人

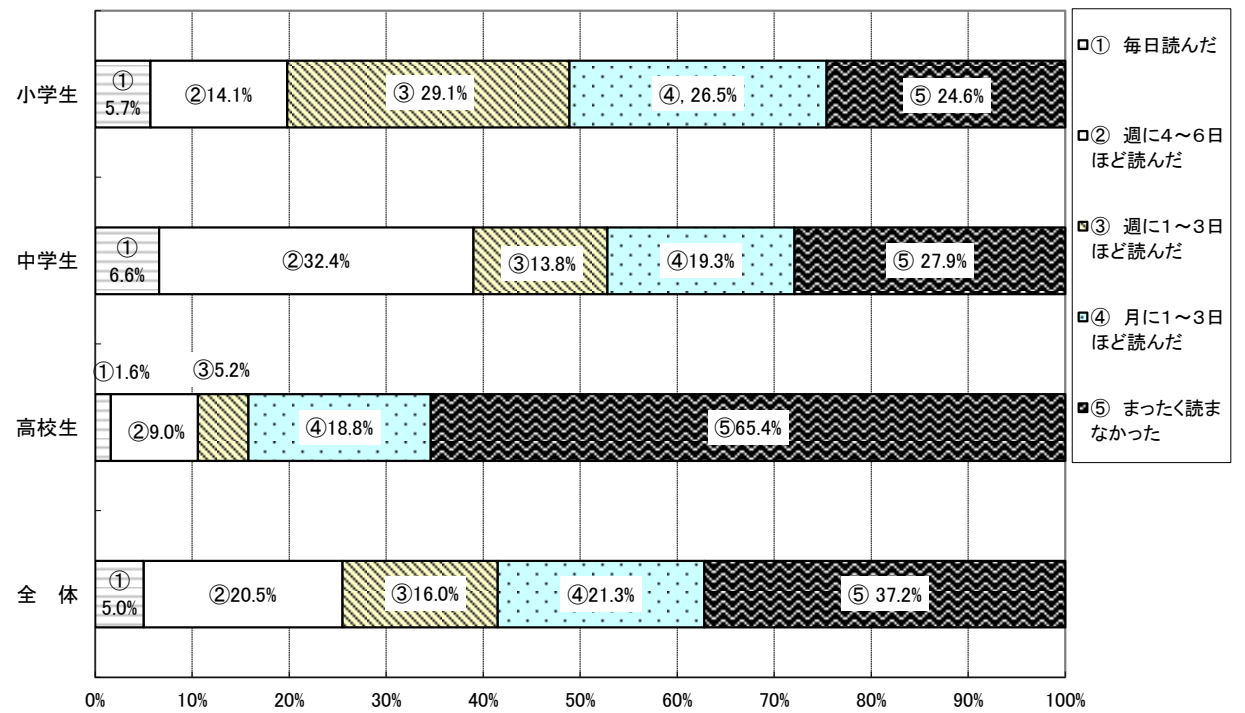
【読書好き群】

5月の1か月間を振り返って、本を読んだ日はどれくらいですか。

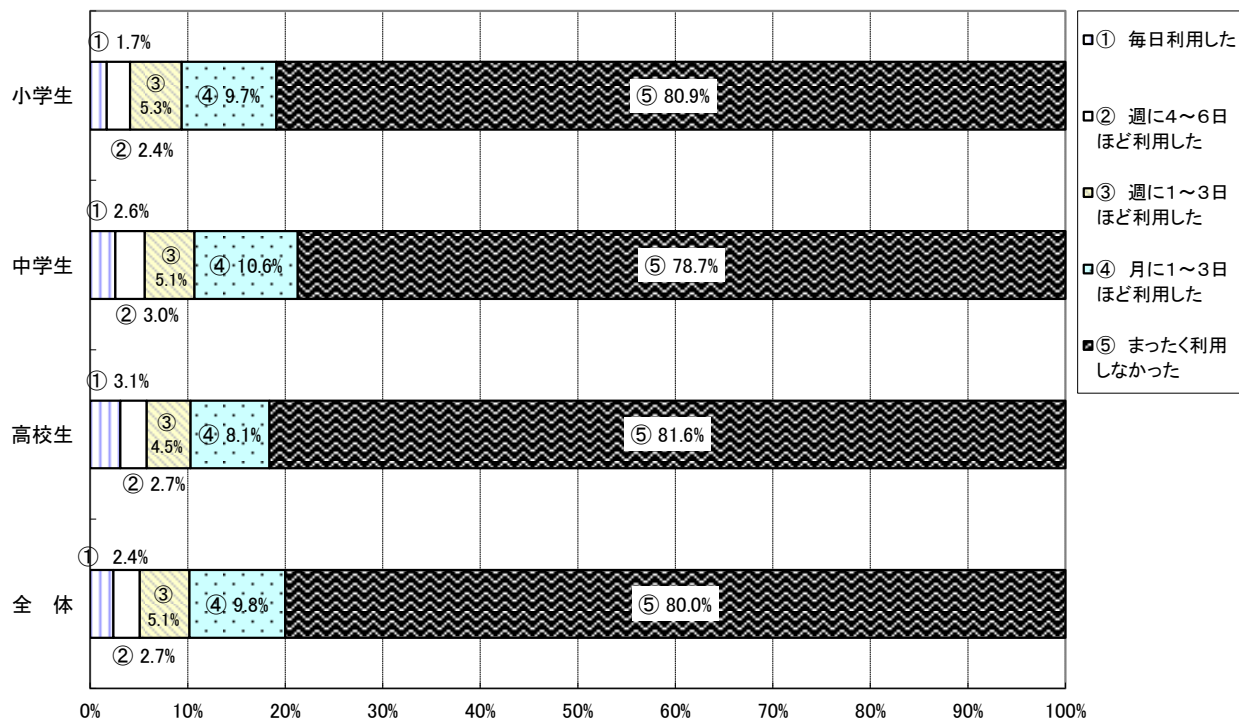


【読書嫌い群】

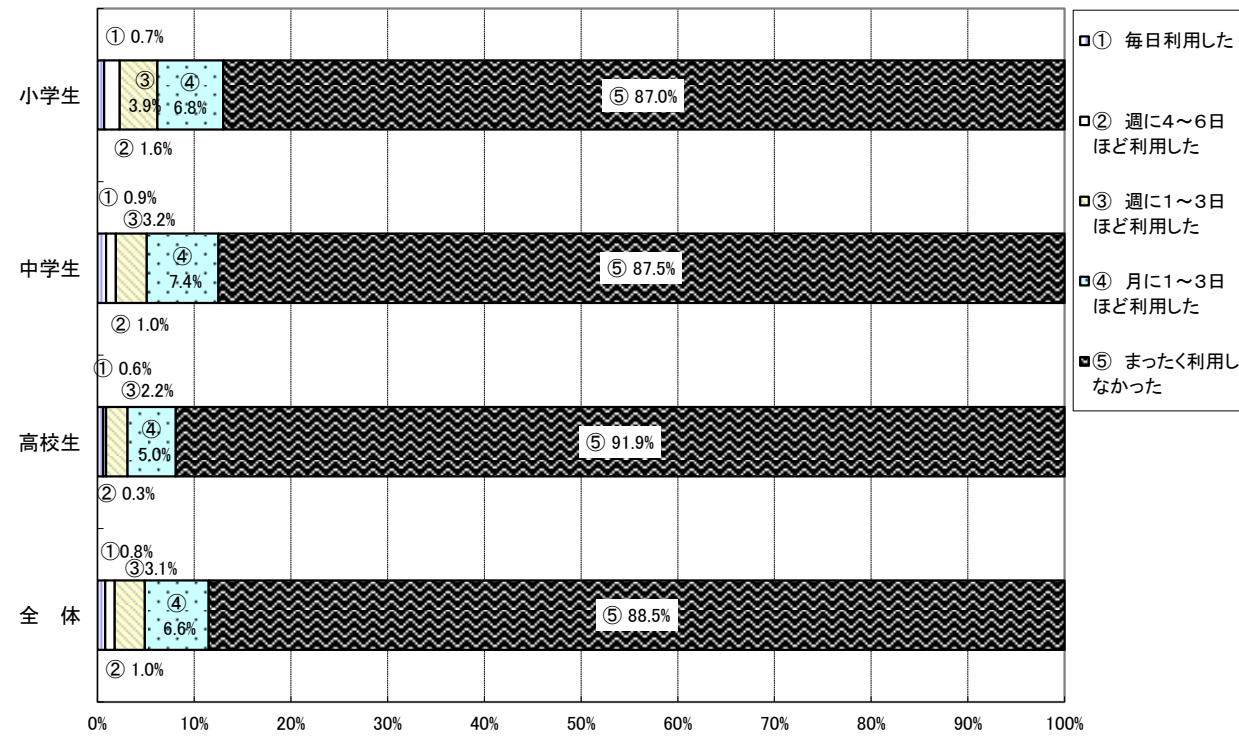
5月の1か月間を振り返って、本を読んだ日はどれくらいですか。



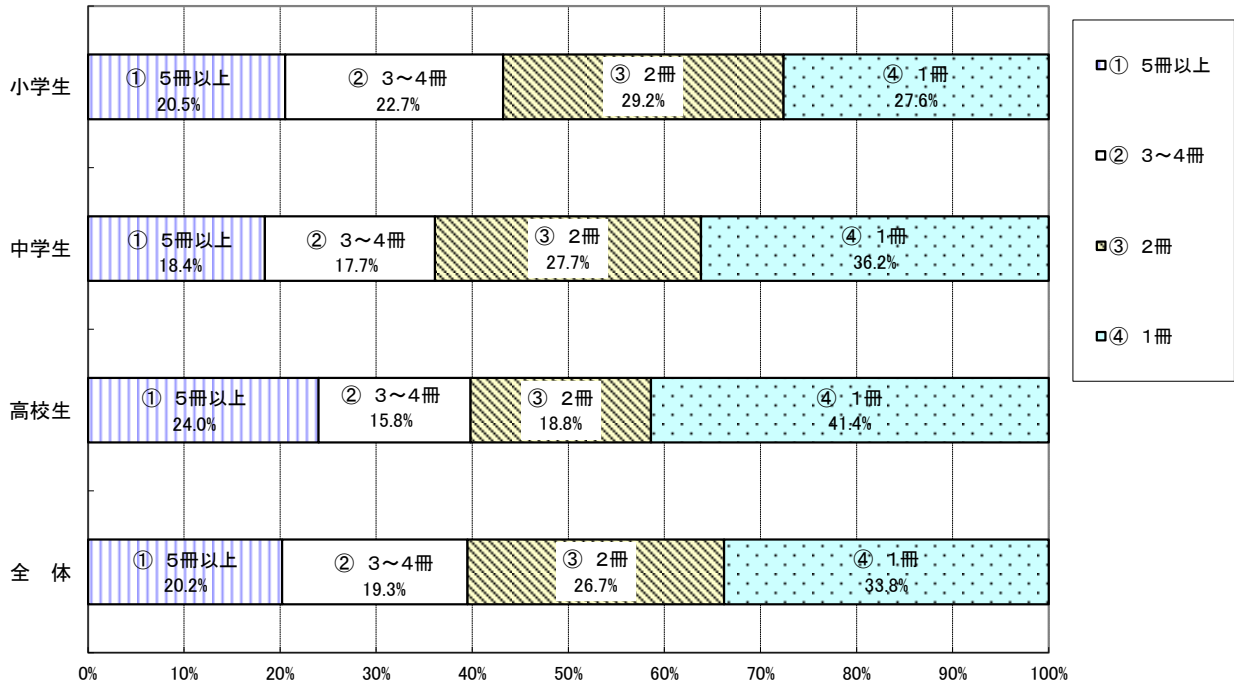
【読書好き群】5月中に、電子書籍を利用しましたか。



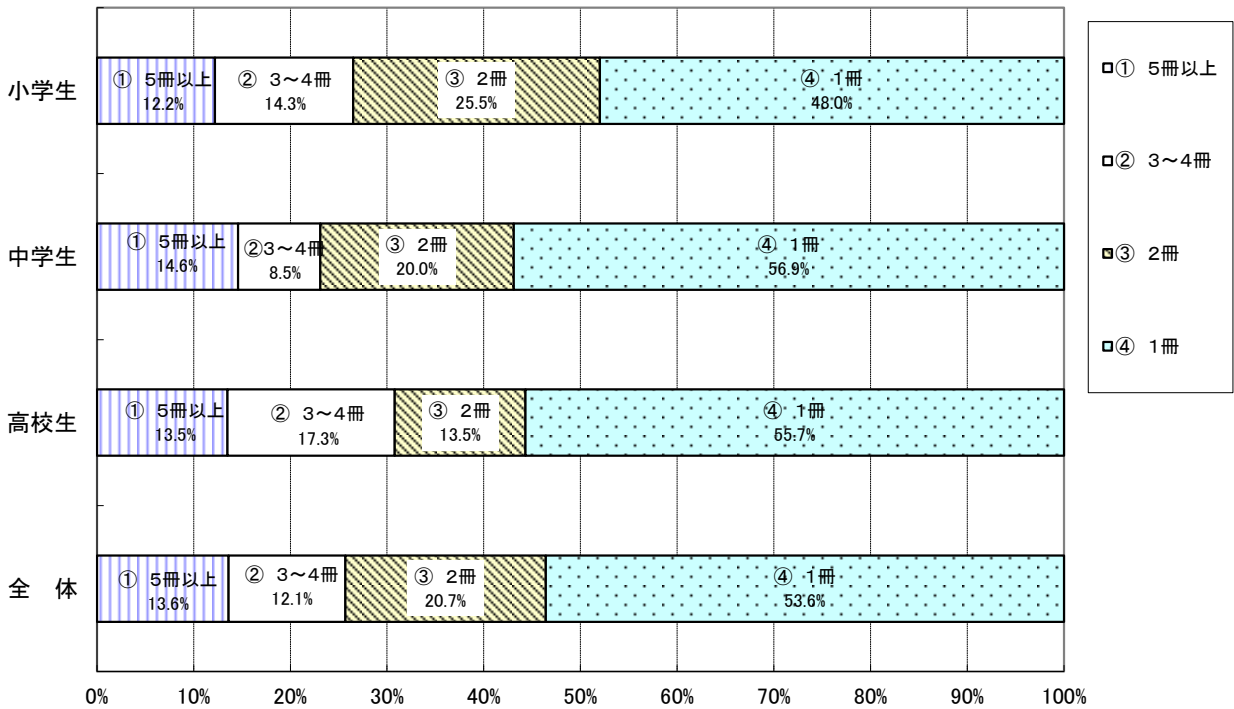
【読書嫌い群】5月中に、電子書籍を利用しましたか。



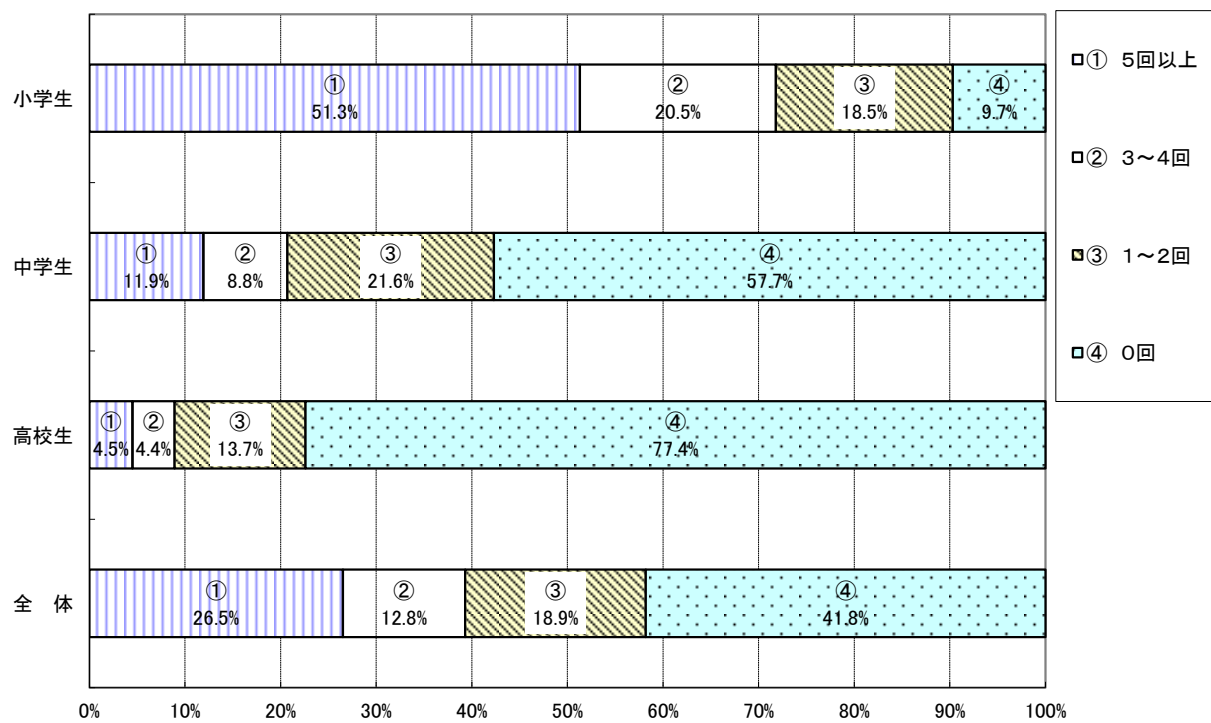
【読書好き群】 5月の1か月間に電子書籍を利用した人にききます。  
電子書籍で何冊の本を読みましたか。



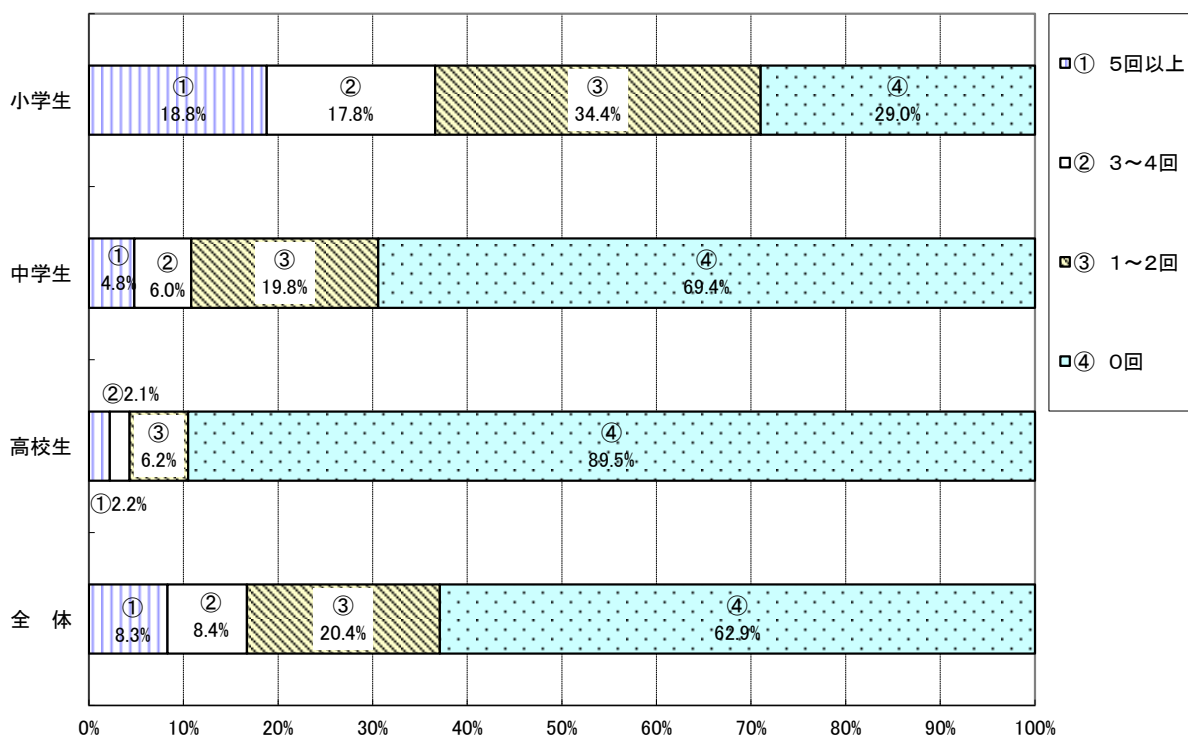
【読書嫌い群】 5月の1ヶ月間に電子書籍を利用した人にききます。  
電子書籍で何冊の本を読みましたか。



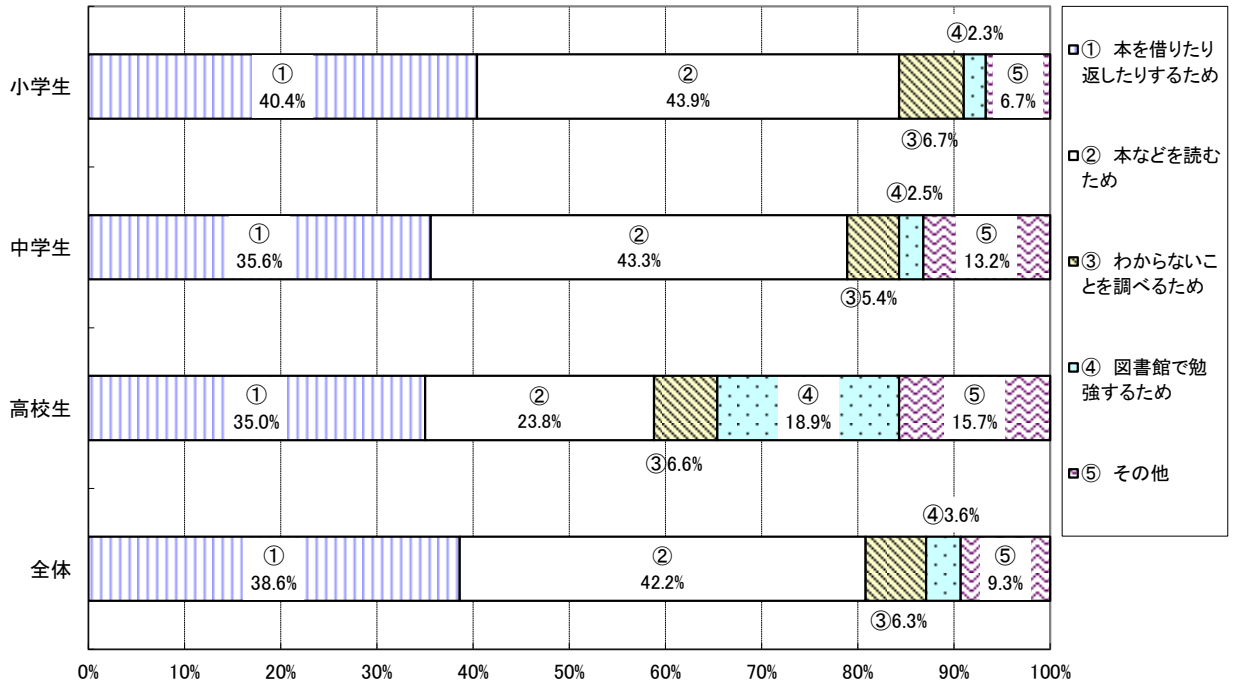
【読書好き群】 5月中に、学校の図書館を何回利用しましたか(学級文庫を含みます)。



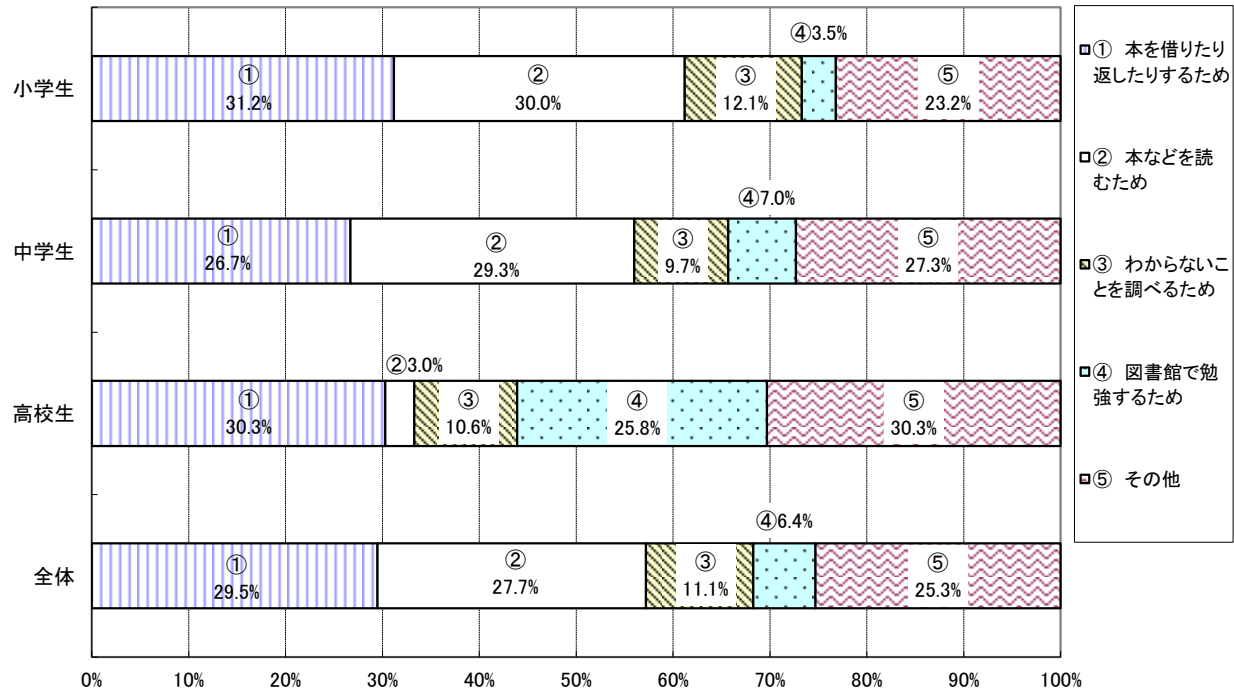
【読書嫌い群】 5月中に、学校の図書館を何回利用しましたか(学級文庫を含みます)。

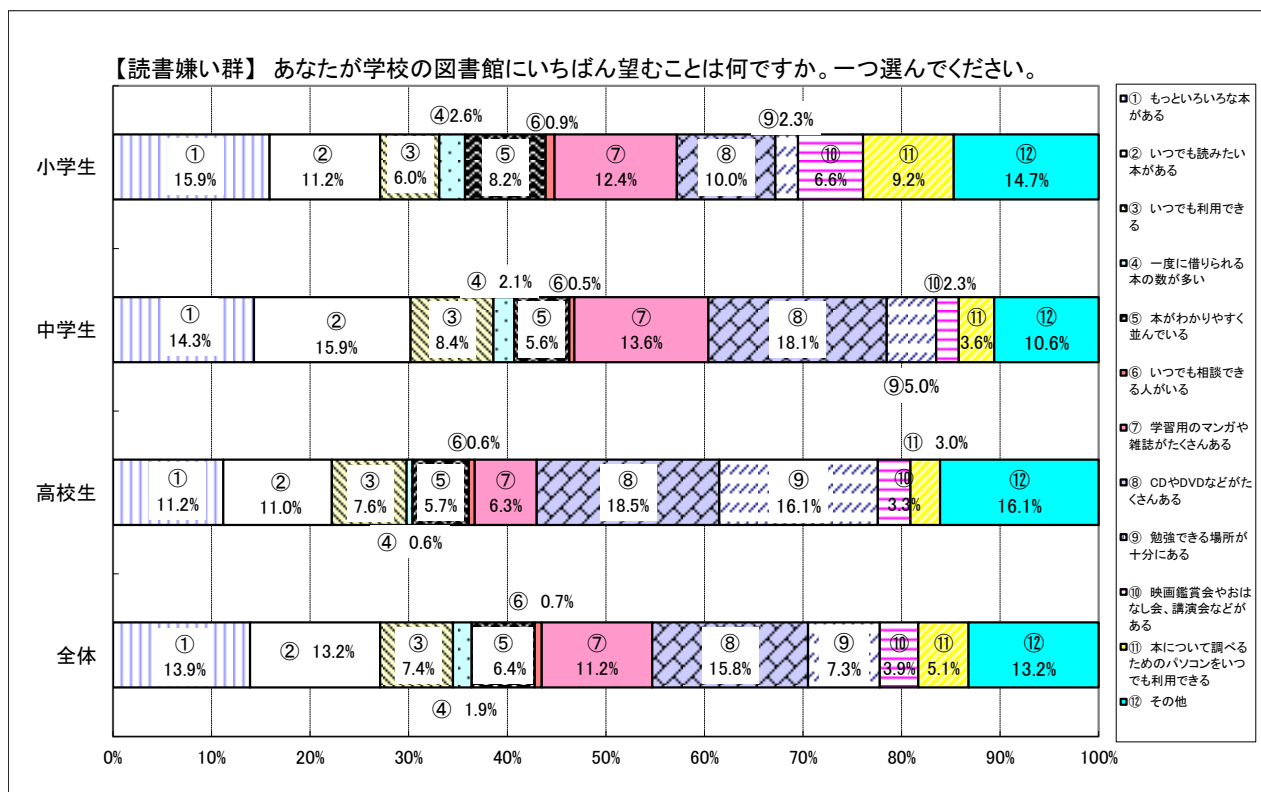
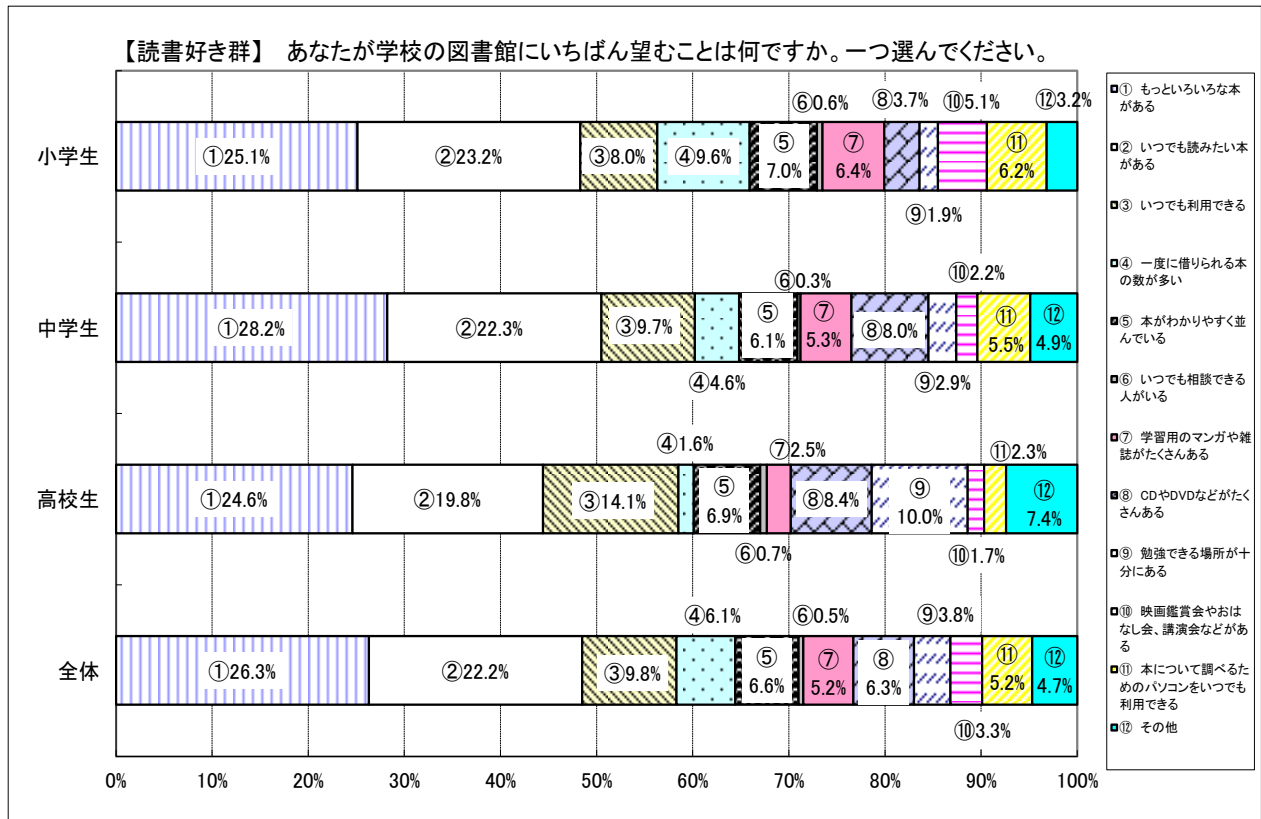


【読書好き群】 5月中に1回以上、学校の図書館を利用した人にききます。  
学校の図書館を利用したいちばんの目的は何ですか。一つ選んでください。

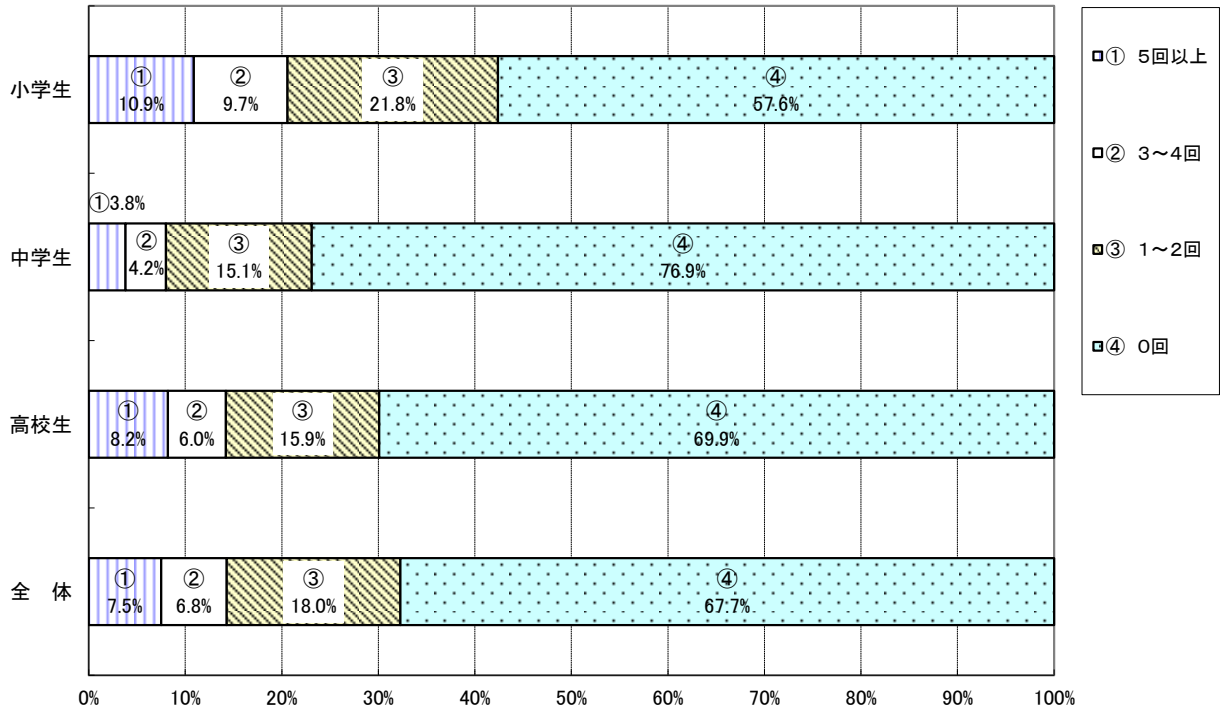


【読書嫌い群】 5月中に1回以上、学校の図書館を利用した人にききます。  
学校の図書館を利用したいちばんの目的は何ですか。一つ選んでください。

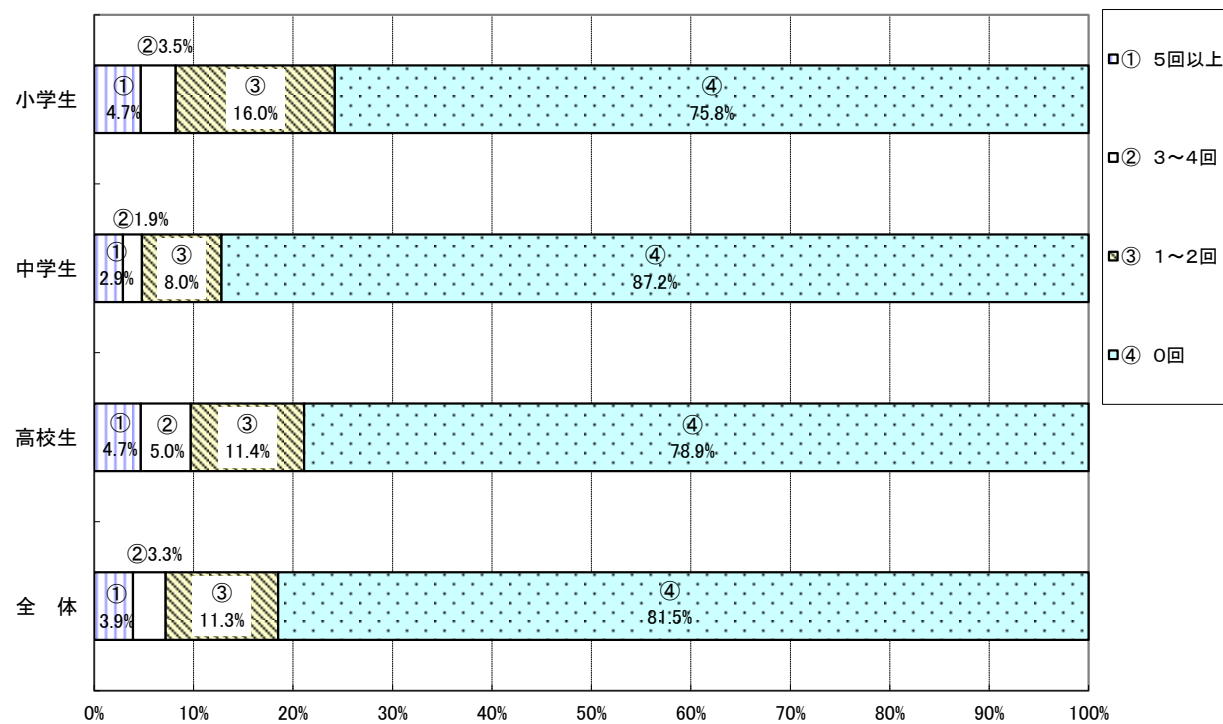




【読書好き群】 5月中に、あなたが住んでいる地域の公立図書館を何回利用しましたか。

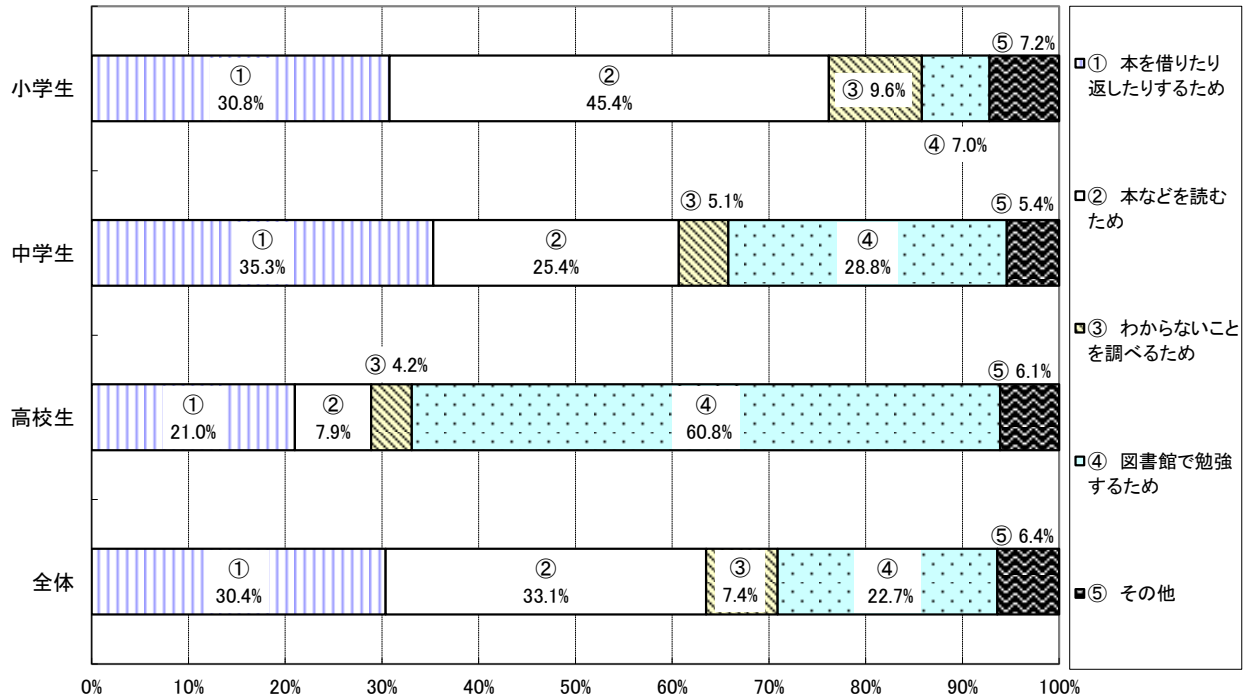


【読書嫌い群】 5月中に、あなたが住んでいる地域の公立図書館を何回利用しましたか。

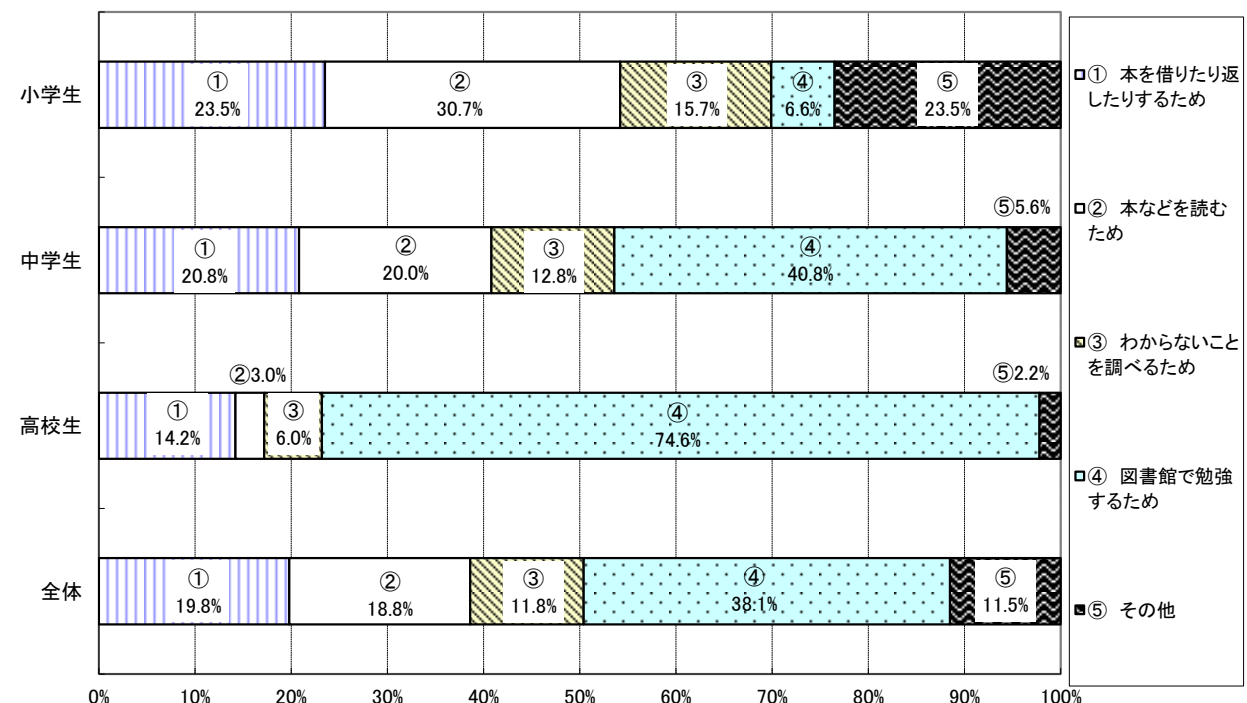




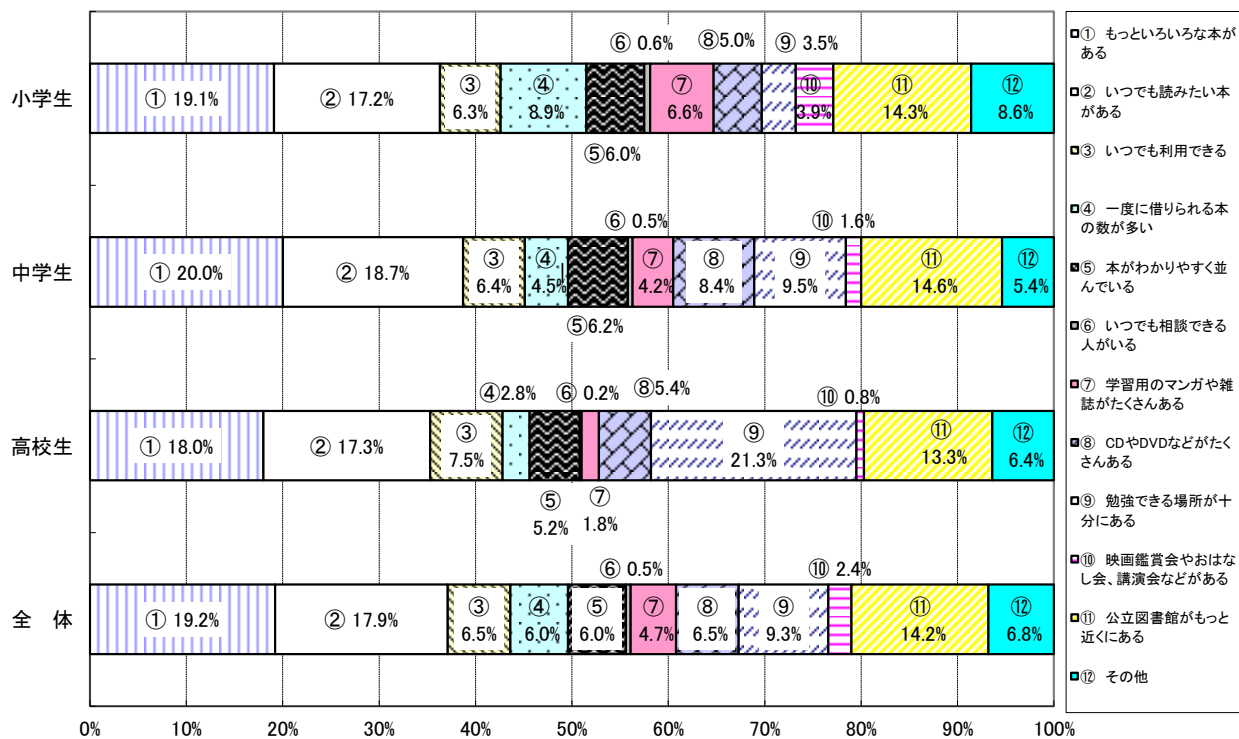
【読書好き群】 1回以上、公立図書館を利用した人にききます。  
公立図書館を利用したいちばんの目的は何ですか。一つ選んでください。



【読書嫌い群】 1回以上、公立図書館を利用した人にききます。  
公立図書館を利用したいちばんの目的は何ですか。一つ選んでください。

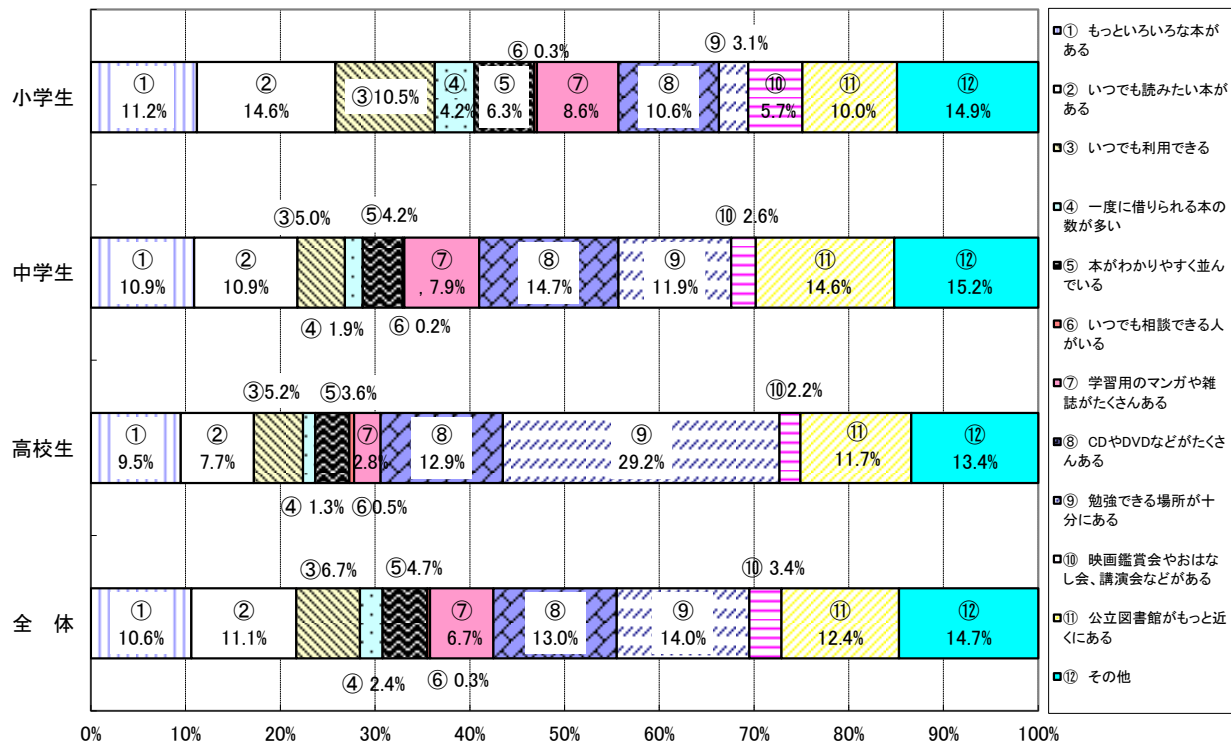


【読書好き群】あなたが公立図書館にいちばん望むことは何ですか。一つ選んでください。



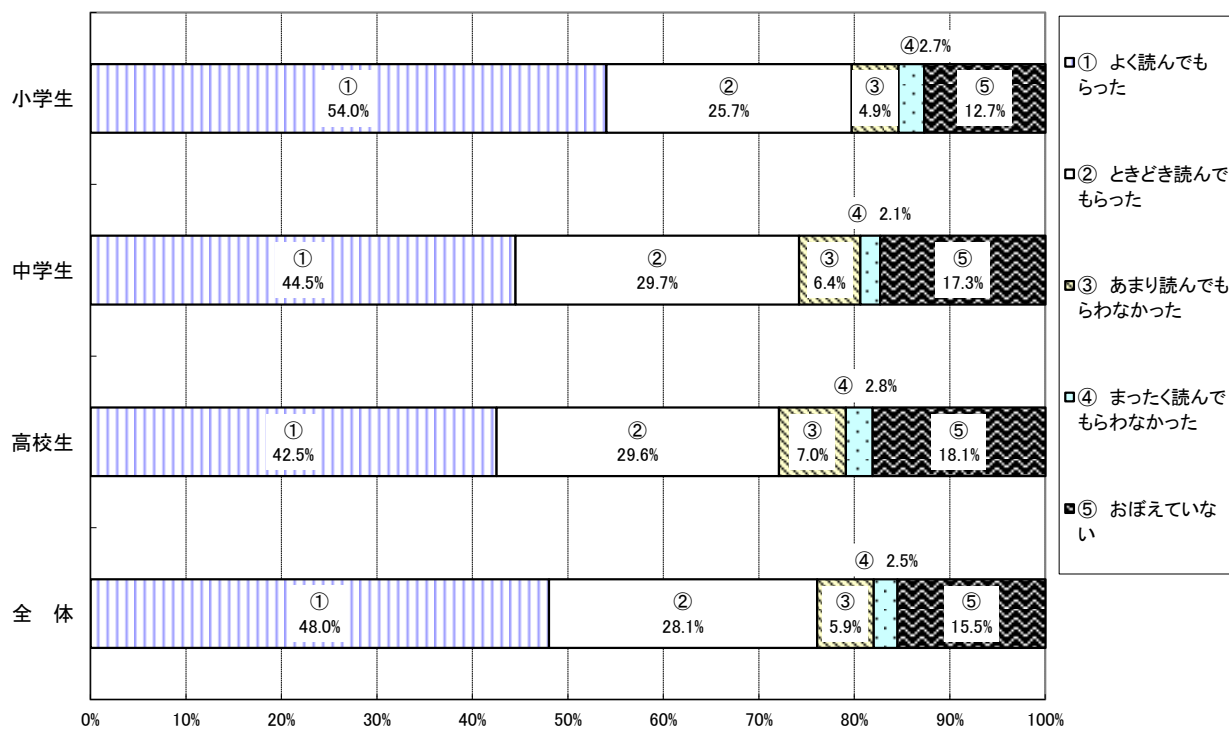
- ① もっといろいろな本がある
- ② いつでも読みたい本がある
- ③ いつでも利用できる
- ④ 一度に借りられる本の数が多い
- ⑤ 本がわかりやすく並んでいる
- ⑥ いつでも相談できる人がいる
- ⑦ 学習用のマンガや雑誌がたくさんある
- ⑧ CDやDVDなどがたくさんある
- ⑨ 勉強できる場所が十分にある
- ⑩ 映画鑑賞会やおはなし会、講演会などがある
- ⑪ 公立図書館がもっと近くにある
- ⑫ その他

【読書嫌い群】あなたが公立図書館にいちばん望むことは何ですか。一つ選んでください。

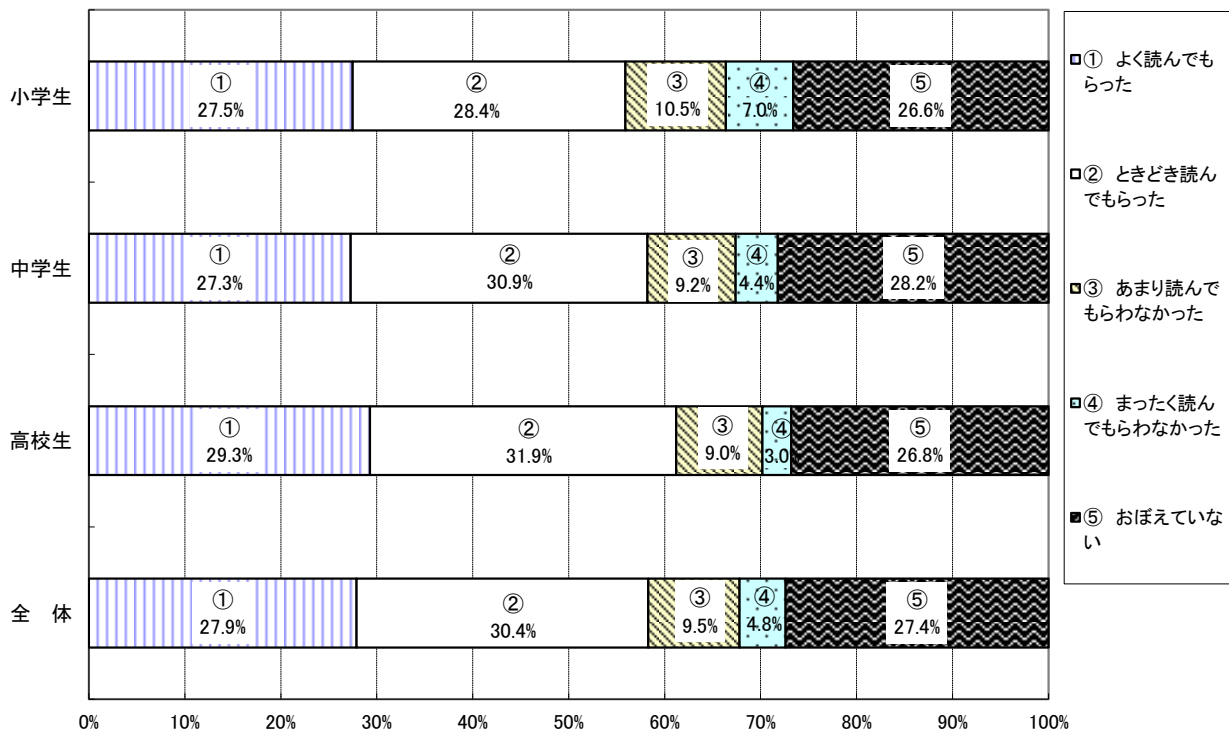


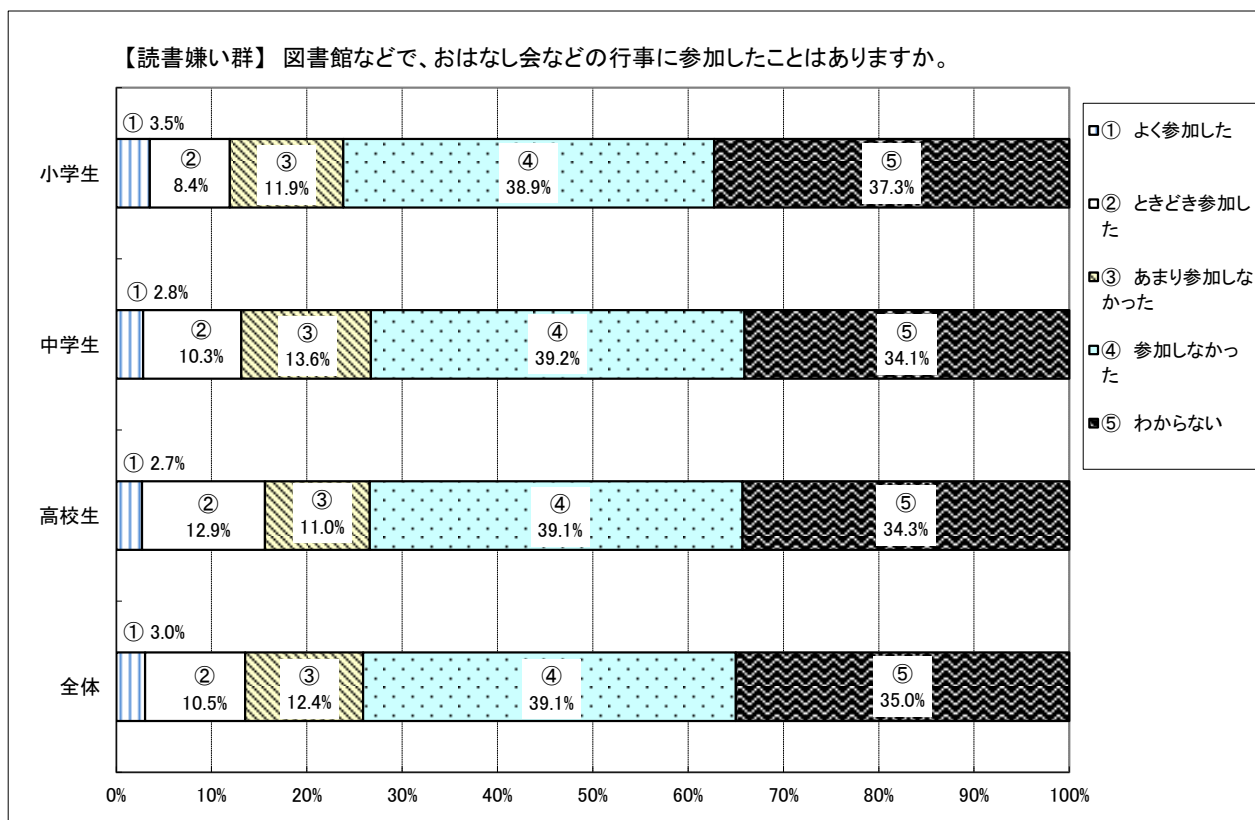
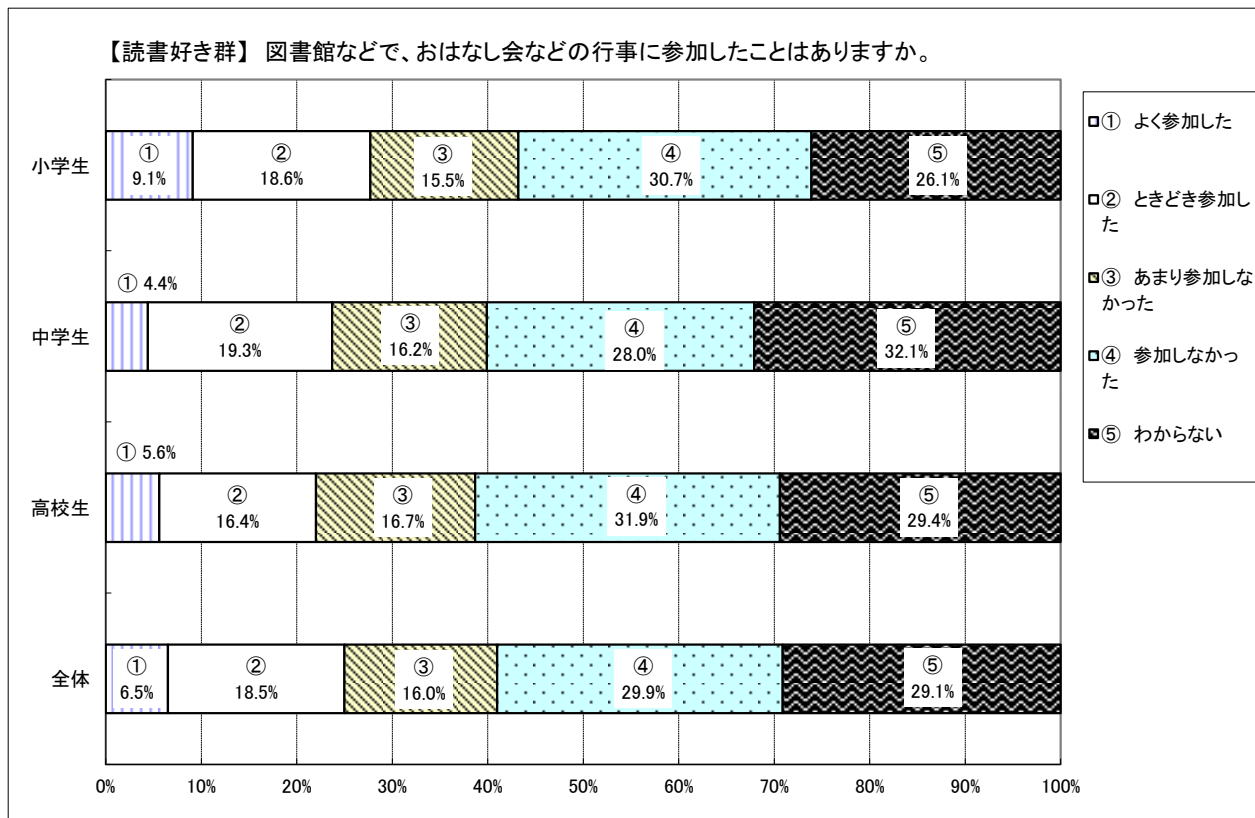
- ① もっといろいろな本がある
- ② いつでも読みたい本がある
- ③ いつでも利用できる
- ④ 一度に借りられる本の数が多い
- ⑤ 本がわかりやすく並んでいる
- ⑥ いつでも相談できる人がいる
- ⑦ 学習用のマンガや雑誌がたくさんある
- ⑧ CDやDVDなどがたくさんある
- ⑨ 勉強できる場所が十分にある
- ⑩ 映画鑑賞会やおはなし会、講演会などがある
- ⑪ 公立図書館がもっと近くにある
- ⑫ その他

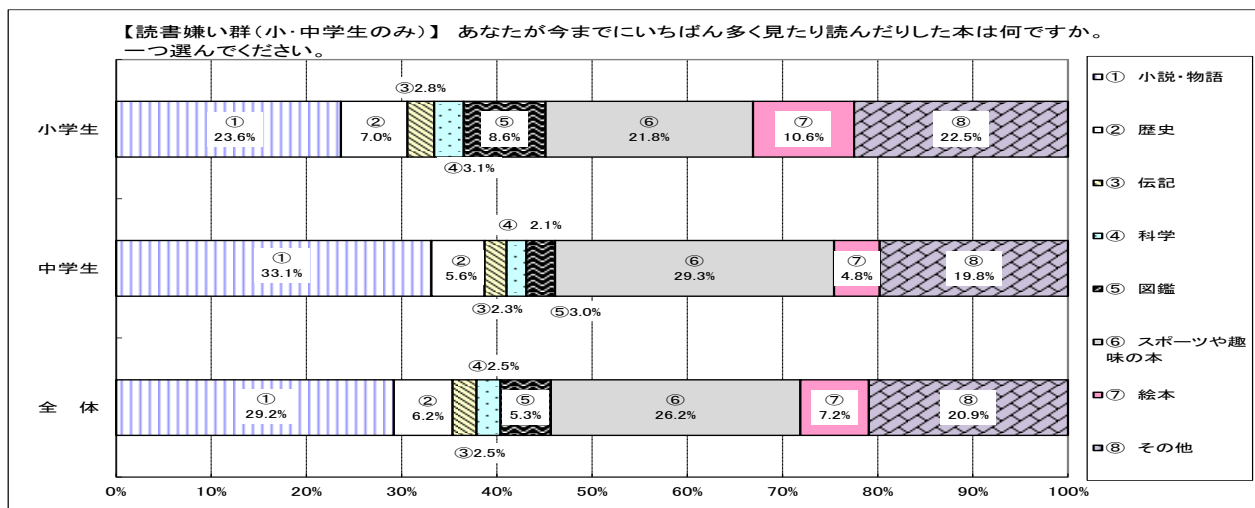
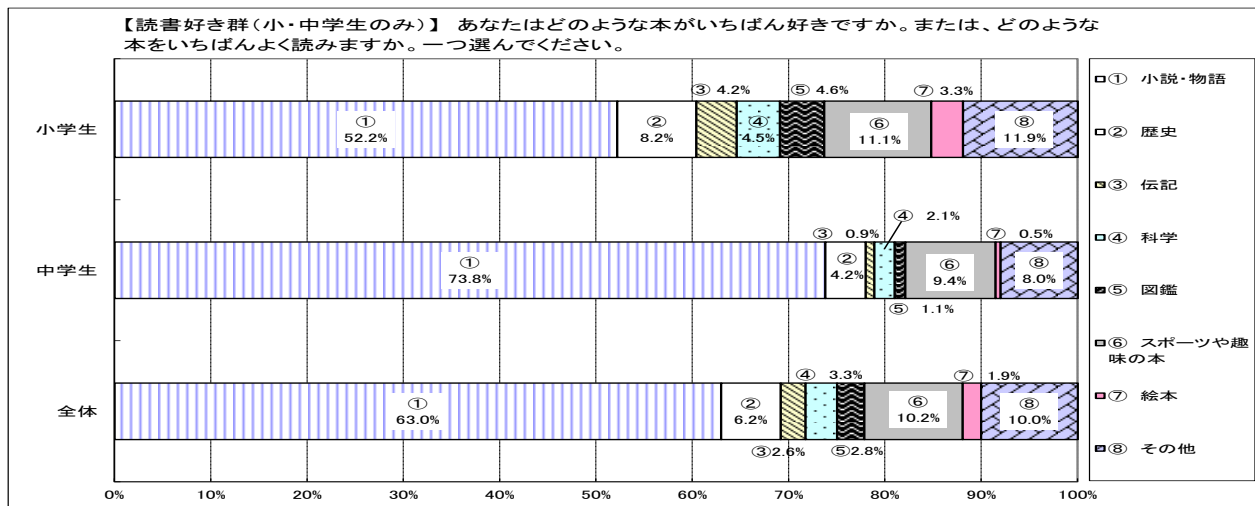
【読書好き群】 あなたは小さいころ、家で本を読んでもらったことがありますか。



【読書嫌い群】 あなたは小さいころ、家で本を読んでもらったことがありますか。







【読書好き群(高校生のみ)】 あなたはどのような本がいちばん好きですか。または、どのような本をいちばんよく読みますか。一つ選んでください。

①80.6%    ②3.3%    ③0.6%    ④0.9%    ⑤2.5%  
 ⑥1.5%    ⑦0.2%    ⑧0.8%    ⑨0.0%    ⑩0.3%  
 ⑪0.8%    ⑫0.0%    ⑬2.5%    ⑭1.7%    ⑮0.1%  
 ⑯0.1%    ⑰0.1%    ⑱0.2%    ⑲0.2%    ⑳3.6%

【読書嫌い群(高校生のみ)】 あなたが今までにいちばん多く見たり読んだりした本は何ですか。一つ選んでください。

①58.5%    ②1.7%    ③0.9%    ④0.9%    ⑤2.7%  
 ⑥1.1%    ⑦0.3%    ⑧1.4%    ⑨0.3%    ⑩0.3%  
 ⑪1.6%    ⑫0.0%    ⑬3.3%    ⑭10.4%    ⑮0.5%  
 ⑯0.3%    ⑰0.2%    ⑱2.7%    ⑲1.6%    ⑳11.3%

(多くの子どもが選んだ本の種類については、その割合を太字で示しました。)

①小説・ライトノベル    ②文学    ③評論    ④社会・政治・思想    ⑤ノンフィクション  
 ⑥歴史・地理    ⑦経済    ⑧科学・テクノロジー    ⑨医学・薬学・看護学    ⑩コンピュータ・IT  
 ⑪音楽・美術    ⑫建築・デザイン    ⑬趣味・実用    ⑭スポーツ・アウトドア    ⑮旅行記  
 ⑯語学・辞典・年鑑    ⑰教育    ⑱絵本・児童書    ⑲雑学    ⑳その他

## 参考資料2

### 子どもの読書活動の推進に関する法律[平成13年12月12日法律第154号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

### 参考資料3

## 愛知県子ども読書活動推進協議会開催要項

#### (目的)

第1 愛知県子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進し、県・市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働のあり方や方策について検討するため、愛知県子ども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

#### (協議事項)

第2 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 子どもの読書活動に関する施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に関する施策について、関係機関・団体等との連携・協力、協働のあり方に関すること。
- (3) 子どもの読書活動に関する状況調査に関すること。
- (4) 現行の推進計画及び新たな推進計画に関すること。
- (5) その他、子ども読書活動を推進する上で必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3 推進協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で、教育長から委嘱された者で構成する。

- 2 委員の任期は1年（ただし、年度の途中で就任する場合は、当該年度の3月末日まで）とし、再任を妨げない。

#### (会長)

第4 推進協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。

#### (会議)

第5 推進協議会は、教育長が招集する。

- 2 推進協議会は、会長が議長となる。

#### (専門部会)

第6 推進協議会に、その協議事項に係る専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、推進協議会委員のうち、会長が指名する者で構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が務める。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。



(庶務)

第7 推進協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成16年7月7日から施行する。

附則

この要項は、平成20年6月12日から施行する。

附則

この要項は、平成22年6月9日から施行する。

附則

この要項は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月12日から施行する。

参考資料 4

平成 25 年度愛知県子ども読書活動推進協議会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	名古屋大学大学院准教授	渡辺 美樹
図書館関係者	愛知県図書館長	加古三津代
市町村関係者	犬山市教育委員会教育長	奥村 英俊
	幸田町教育委員会教育長	内田 浩 小野 伸之
学校関係者	愛知県学校図書館研究会会長 愛知県立岡崎東高等学校長	柴田 悦己
	愛知県学校図書館研究会副会長 東海市立横須賀中学校長	浅野 京子
民間団体	愛知県書店商業組合理事長	佐藤 光弘
	東海子どもの本ネットワーク世話人	近藤 洋子
保護者	愛知県小中学校PTA連絡協議会副会長	石川 恭子
	愛知県公立高等学校PTA連合会副会長	瀧村めぐみ
県民生活部	社会活動推進課長	村瀬 誠一
健康福祉部	子育て支援課長	安藤 綾子
教育委員会	総務課教育企画室長	鈴木 裕
	生涯学習課長	森 繁雄
	高等学校教育課長	竹下 裕隆
	義務教育課長	稲垣 寿
	特別支援教育課長	黒谷 厚志

※幸田町教育委員会教育長の小野伸之氏は平成 25 年 10 月 5 日に就任 (委員 17 名)

平成 25 年度愛知県子ども読書活動推進協議会専門部会委員名簿

学識経験者	名古屋大学大学院准教授	渡辺 美樹
学校関係者	愛知県学校図書館研究会副会長 東海市立横須賀中学校長	浅野 京子
民間団体	東海子どもの本ネットワーク世話人	近藤 洋子

(協議会委員の中から 3 名)

## 参考資料5

### 愛知県子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催要項

#### (目的)

第1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、平成21年9月に策定された「愛知県子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)」が、策定からおおむね5年を経過したことに伴い、第三次の推進計画を策定するため、愛知県子ども読書活動推進計画策定検討委員会(以下「策定検討委員会」という。)を開催する。

#### (所掌事務)

第2 策定検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定案の作成に関する事項
- (2) その他、必要な事項

#### (構成)

第3 策定検討委員会は、別表1に掲げる所属の職員のうち、所属長から推薦された者をもって構成する。

2 委員の任期は、策定検討委員会設置の日から推進計画策定の終了までとする。

#### (委員長)

第4 策定検討委員会に委員長を置き、委員長は生涯学習課主幹が務める。

2 委員長は、会務を総理する。

#### (会議)

第5 策定検討委員会は、委員長が招集する。

2 策定検討委員会においては、委員長が議長となる。

#### (意見の聴取)

第6 策定検討委員会は、必要があると認めるときは、愛知県子ども読書推進協議会専門部会委員などの出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7 策定検討委員会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

#### (雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成25年4月12日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

所	属
県民生活部	社会活動推進課 愛知県図書館
健康福祉部	子育て支援課
教育委員会	総務課教育企画室 生涯学習課 高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課

参考資料6

愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）策定検討委員会委員名簿

構成課室名	グループ名	職名	氏名
県民生活部	社会活動推進課	青少年G	主任主査 森田 恭弘
	愛知県図書館	サービス課児童・AV・ 障害G	主査 山田 肇子
健康福祉部	子育て支援課	施設・管理G	課長補佐 木村 聡
教育委員会	総務課教育企画室	教育企画G	室長補佐 稲垣 宏恭
	生涯学習課	振興・生涯学習推進G	主幹 服部津年治
	生涯学習課	生涯学習推進G	主査 岡島 正純
	高等学校教育課	教科・定通指導G	指導主事 川手 文男
	義務教育課	教科指導・人権教育G	指導主事 伊藤 克仁
	特別支援教育課	指導G	指導主事 伊藤 徹